

令和4年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和4年9月20日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について
議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定について
議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(7名)
 - 1番 菅井晋一君
 - 2番 富樫雅男君
 - 3番 鈴木好彦君
 - 4番 稲葉久美子君
 - 5番 木村貞雄君
 - 6番 鈴木一之君
 - 7番 長谷川孝君
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(4名)
上村正朗君 高田晃君 小杉武仁君
大滝国吉君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
保健医療課長	押切和美君
同課課長補佐	志田淳一君
同課国保室長	林洋一君
同課健康支援室長	船山幸文君
同課健康支援室主幹	田中加代子君
税務課長	大滝慈光君
同課収納対策室長	東海林肇君
介護高齢課長	大滝きくみ君
同課高齢者支援室長	川村勇治君
同課高齢者支援室副参事	渋谷直人君
同課地域包括支援センター長	五十嵐文君
同課介護保険室長	高橋洋一君
同課介護保険室副参事	近藤知子君
福祉課長	木村静子君
同課福祉政策室長	石田浩二君

こども課長 中村豊昭君
同課子育て政策室長 高橋朗君
同課子育て支援室長 山田昌実君

10 議会事務局職員

局長 内山治夫
書記 菅井洋子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更についてを議題とし、担当課長(福祉課長 木村静子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉課長 おはようございます。それでは、議第103号について説明申し上げます。この案件は、下越福祉行政組合、いわゆる中井さくら園において令和5年4月1日から特定相談支援事業所を設置するために組合規約を一部変更するものだ。この特定相談支援事業の対象といたしては、中井さくら園成人部利用者、全部で75名だが、その方が対象となる。また、これに伴う事業費の新たな負担は発生しないというふうにお伺いしている。以上だ。

(質疑)

木村 貞雄 今ほどの内容はよく分かるのだけれども、ずっと前から気にしていたのだけれども、当市でも一部事務組合は昔あったのだけれども、合併と同時になくなったわけだけれども、今どきの時代にこういう一部事務組合というのも発生しているわけで、早くからできていれば、恐らく施設の償還とかも終われば簡単にそういうのも解決できるかと思うのだけれども、そういったことを新発田市のほうからは、そういう声は聞かないものか。

福祉課長 一部事務組合の解消というか、その辺については新発田市からは特に打診はない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第103号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長

(介護高齢課長 大滝さくみ君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定についてである。当施設は、住民の健康増進及び教養の向上並びに高齢者生きがい活動の拠点施設として開設した施設であるが、現在は高齢者の生きがいづくりと介護予防を目的とした生きがい活動支援通所サービス事業の実施場所としての利用が主になっている。同事業については、令和5年度から軽度の運動を取り入れた介護予防を中心とした内容に見直し、より広い会場での実施を検討していることから、神林いこいの家の利用が見込まれないため、またほかの市の施策での活用についても有効的な活用がないことから、今年度末をもって廃止するものである。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

木村 貞雄 私の地元なのだけれども、昔から、特に最近になって介護予防という観点から非常に介護になる前の自立した人たちが頑張っているというようなことで重要な施設であったのだけれども、これ廃止して、今まで利用していた人たちのそういう声とかはどんなふうになっているのか。

介護高齢課長 令和3年の3月に公共施設マネジメントプログラムにおいて神林いこいの家を令和4年度をもって廃止するという方向性を示している。利用者の方々については、指定管理先のほうから廃止する旨の説明をしていて、了解を得ている。また、神林いこいの家を使っていた利用者の皆様には今後新しい介護予防事業に参加していただくような予定になっている。

木村 貞雄 今後別なところ、いろいろ介護予防的なことをしている事業は分かるけれども、そういった話はうまく検討しているのだろうか。

介護高齢課長 決定ではないけれども、今新しい事業に向けての準備は進めている。

木村 貞雄 ぜひそういった詳しいことをいろいろ相談なされて、よりよい介護予防できるようにお願いしたいと思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第104号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 大滝さくみ君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3億6,440万円を追加し、予算の規模を88億8,340万円にしようとするものである。7P、8Pを御覧ください。歳入では1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度

分特別徴収保険料146万7,000円の減額であるが、低所得者保険料軽減繰入金追加繰入れによる財源更正である。8款繰入金、1項4目事務費等繰入金6万円の減額だが、予備費等の調整のために減額するものであります。5目低所得者保険料軽減繰入金146万7,000円であるが、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分6万1,000円と過年度分140万6,000円を追加するものである。9款繰越金3億6,440万6,000円だが、前年度繰越金である。次に、歳出のほうだが、9P、10Pを御覧ください。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の財源更正は、特定財源である低所得者保険料軽減繰入金を追加し、一般財源である保険料を減額するもので、予算に変更はない。4款基金積立金、1項1目介護保険給付等準備基金積立金2億4,477万9,000円だが、令和3年度の介護給付費等の精算により介護保険給付費等準備基金へ積立てする保険料である。6款諸支出金、1項3目償還金8,899万8,000円だが、令和3年度の介護給付費等の精算により国・県及び社会保険診療報酬支払基金へ返還するものである。2項1目他会計繰出金3,062万9,000円だが、令和3年度の介護給付費等の精算により一般会計へ繰り出すものである。7款予備費の6,000円の減額は、予算調整のために減額いたしました。説明は以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第112号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。決算書の243、244Pを御覧ください。令和3年度決算状況だが、予算総額61億3,060万円に対し、歳入総額61億8,720万3,326円だ。次ページになるが、歳出総額60億722万3,646円で、差引き残額1億7,997万9,680円だ。前年度比較で歳入は2,712万3,688円、0.4%の減少、歳出では2,378万7,809円、0.4%の増加だ。歳入について、247、248Pを御覧ください。1款1項国民健康保険税だ。収入済額10億6,854万721円は、前年度と比較して5.7%の減となっている。減額となった主な要因は、被保険者数の減少によるものと考えられる。次に、2款分担金及び負担金、1項1目特定健診一部負担金だが、令和3年度は集団健診を再開したことによるものだ。3款使用料及び手数料だ。こちらのほうは例年どおりなので、省略させていただく。4款国庫支出金だ。こちらはコロナ対応分の災害特例補助金の対象者が減ったこと

や社会保障税番号制度システム整備費補助金が大きな改修がなかったことにより減額となった。5款県支出金だ。こちらのほうは昨年度より減額となっているが、例年どおりの交付になっている。6款1項1目備考欄1は省略させていただく。7款繰入金、1項1目、こちらのほうも例年どおりとなっている。8款1項2目その他繰越金だけれども、こちらは令和2年度の繰越金となっている。9款諸収入だが、こちらのほう、253Pを御覧ください。2項4目雑入、備考欄2、県国民健康保険団体連合会補助金62万3,577円は、令和元年度から取り組んでいる脳血管の発症及び重症化予防の保健活動事業によるものだ。こちらは補助率10分の10だ。続いて歳出になる。1款は、例年どおりのため省略させていただく。257Pになる。2款保険給付費だが、こちらのほうは前年度より0.4%の減だ。これは被保険者数の減少によるものと考えられる。次のページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金だ。こちら例年どおりとなっているので、省略させていただく。次のページだけれども、4款保健事業費だ。こちらの保健事業に関しては、新規で特定健診受診率向上対策として健診受診者に温泉入浴助成券を交付した。5款1項1目備考欄1、財政調整基金積立金1億5万6,111円だ。事業納付金の将来的な増額に対応できるよう、運営に支障のない範囲で繰越金から積立てを行った。7款、8款については省略させていただく。簡単であるが、説明は以上だ。

(質 疑)

鈴木 好彦

どこということではなく、全体の説明の中で、被保険者の減少が見られるという説明があったが、一般的な認識だとこれから団塊の世代が後期高齢者の仲間入りしていく中で、向こう3年とか向こう5年のそういう被保険者の増減の見通しについて、もし分かる範囲内でお答えできるのであれば、お願いできるだろうか。

保健医療課長

向こう5年の試算はないのだけれども、平成29年は8,716世帯だったのが、令和3年度は8,047世帯、被保険者数も1万3,680人が1万2,329人ということで確実に減少はしてきているし、今後も減少が見込まれている。

鈴木 好彦

もう一度確認だけれども、団塊の世代がこれから参入するとしても、減少傾向は変わらないという理解でいいか。

保健医療課長

そのように認識している。

木村 貞雄

監査意見書を見ると分かりやすいのだけれども、歳出の中の保健事業費、これが令和2年度と比較してかなり伸びているわけだけれども、内容についてはどのようなものが主なあれだろうか。

保健医療課長

令和2年度は特定健診を、コロナ禍のため集団検診を中止して、個別検診のみを行ったが、令和3年度は特定健診を集団検診で行っているの、その分の伸びと、あと温泉活用事業委託料ということで、受診率向上のための温泉券の配布等を行っている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号は、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第5 議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。266、267Pを御覧ください。歳入7億8,001万2,296円に対し、次ページ、歳出7億7,951万1,218円、差引き残額50万1,078円だ。歳入では869万702円、率で1.1%の増、歳出では850万9,472円、率では1.1%の増だった。歳入の主なものだが、270、271Pを御覧ください。1款後期高齢者医療保険料5億6,090万6,325円は前年比1.5%の増加だ。増加の要因としては、保険料率は据置きながら、均等割額の軽減特例の見直しが行われ、本則の7割軽減に戻ったことが考えられる。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は前年比、率にして0.1%の減だ。4款、5款については省略させていただく。続いて、歳出について説明いたします。274、275Pを御覧ください。1款総務費は、例年どおりのため、省略させていただく。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より742万504円の増となった。3款1項1目保健事業費、温泉活用事業委託料29万5,600円だけでも、国保特会でも説明したが、特定健診の受診率向上対策として、健診受診者に温泉入浴券を交付した経費だ。簡単ではあるが、説明は以上だ。

（質疑）

菅井 晋一 直接決算とはちょっと離れるかもしれないが、10月1日から負担が2割になるのが今朝の日報にも出ていたけれども、村上市ではその対象となる方はどれくらいいるのか。

国保 室長 村上市だが、10月1日現在で被保数1万2,400人に対して1,518人の方、パーセンテージとして12.2%の方が2割負担になると予定されている。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

日程第6 議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 それでは、議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい

てご説明いたします。279、280 Pを御覧ください。収入済額の合計であるが、81億9,900万609円であった。次に、281、282 Pを御覧ください。支出済額の合計だが、78億3,459万3,459円であった。歳入歳出差引き残額だが、3億6,440万7,150円を翌年度へ繰越しした。続いて、歳入の主なものについてご説明いたします。283、284 Pを御覧ください。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料である。保険料、収入済額16億4,008万9,593円、不納欠損額162万2,808円、収入未済額570万9,786円、徴収率は99.5%であった。令和2年度の保険料の収入済額は15億4,241万3,233円で令和3年度は増えている。要因といたしては、第1号被保険者、65歳以上人口は令和3年度は減少に転じているが、第8期の介護保険事業計画で令和3年度より保険料を増額したため、保険料は増えている。2款分担金及び負担金、1項1目1節利用者負担金、備考欄1、給食サービス事業負担金、備考欄3、生きがい活動支援通所サービスについては事業介護予防教室の利用者の負担金となっている。2節市町村負担金、備考欄1、介護認定審査会費負担金だが、村上市、関川村及び粟島浦村において共同設置している介護認定審査会の関川村及び粟島浦村分の事務費負担金である。3款使用料及び手数料については省略させていただく。次に、4款国庫支出金、285、286 P、5款支払基金交付金、6款県支出金については、介護保険事業費の財源内訳である。287、288 Pの7款財産収入等については省略させていただく。8款繰入金だが、介護給付費、地域支援事業、事務費等、低所得者保険料軽減繰入金として収入済額12億4,507万5,210円であった。9款繰越金、10款諸収入は省略させていただく。歳入は以上だ。次に、歳出の主なものについてご説明する。293、294 Pを御覧ください。1款総務費については、例年どおりであるので、省略いたします。295、296 Pを御覧ください。2款保険給付費だが、保険給付費全体では72億1,488万8,984円となり、前年度71億6,780万4,601円と比較して4,708万4,383円で0.66%の増となっている。なお、この保険給付費は介護保険特別会計全体の92.09%を占めている。1項介護サービス等諸費だが、66億4,666万475円となった。令和2年度は65億8,562万500円で前年度比0.9%の増である。次に、297、298 Pを御覧ください。2項介護予防サービス等諸費だが、1億3,077万7,409円となった。令和2年度より17.69%の増となっている。次に、299、300 Pを御覧ください。3項その他諸費、4項高額介護サービス等費についてだが、内容は例年どおりなので、省略いたします。次に、301、302 P、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費についてだが、こちらも例年どおりなので、省略いたします。3款地域支援事業費だが、全体で2億7,999万695円となった。1項1目、備考欄1、介護予防・生活支援サービス事業経費の7行目、介護予防・生活支援サービス強化支援事業委託料54万8,064円、次のページの2行目になるが、機械器具購入費32万2,080円であるが、県のモデル事業で介護が必要となるおそれがある高齢者を対象に介護予防プログラムや自らの健康管理を行うセルフケアを高めるプログラムを短期集中的に提供し、本人の行動変容を支援する事業を先進地から学び、市内モデル事業所、岩船福祉会デイサービスセンター羽衣園において新たな取組として実施した。2目介護予防ケアマネジメント事業費、備考欄の7行目になる介護予防ケアマネジメント委託料646万190円だが、要支援認定者のケアプラン作成と居宅介護支援事業所への委託料になる。要支援認定者の微増に伴い、令和2年度比0.8%の増となっている。2項一般介護予防事業費だが、1,773万3,690円となった。内容は例年どおりなので、省略いたします。3項包括的支援事業・任意事業費についても例年どおりなので、省略させていただく。307、308 Pを御覧ください。

ださい。8目任意事業費、備考欄の1、任意事業経費の1行目から6行目までについては給食サービスに係る経費である。7行目、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金760万2,940円であるが、平成28年度から実施したグループホームを利用する低所得者の要介護者等の経済的負担を軽減するための家賃等の助成をするものである。令和3年8月から制度改正により区分及び金額等の変更があった。次に、309、310Pを御覧ください。4款基金積立金、1項1目介護保険給付等準備基金積立金であるが、令和2年度の介護給付費等の精算により介護保険給付費等準備基金に積み立てた保険料である。5款、6款、7款については省略いたす。説明は以上である。

(質 疑)

鈴木 一之

別冊の決算附属報告書の中から、32Pにあるのだが、地域支援事業の中の地域生活支援経費の中で一般介護予防事業費等の中、今現在介護保険の新規の申請者の申請理由の中で、例年見ると令和3年度は総数が878人の中で断トツやっぱり認知症が175人というような格好で19.9%ということで上がっているのだが、介護予防の観点からも軽度認知障がいということで何らかの形の中で未然に認知症、症候群というところであれだが、そういう人たちを事前に調査というか、そういう予防に対しての観点からのものがあるやに聞いておるのだが、軽度認知障がいのMC Iというのだが、その辺りの直接皆さんで活用されているだろうか。

介護高齢課長

そういう調査とかは行ってないが、認知症サポーター養成講座等で認知症についての普及啓発等を行い、早期に発見、早期相談につなげるような対応は行っている。さっきの新聞等々でもアンケート等があって、MC Iというのは簡単な血液検査でリスクを発見できて、早ければ40歳代で兆候が見られている方にも運動など生活習慣の改善が有効になるというようなデータも出ておるということなので、その辺も参考にさせていただきながら、広く予備群を押さえるというか、そういうことにもやっていただければと思うので、よろしく願いいたす。

鈴木 一之

鈴木 好彦

介護保険の基金が積み立てられているということで、今年も7,900万円ほど、それで3月31日現在で8億9,400万円という金額が積み立てられているけれども、村上市の介護保険事業の規模からすれば、金額的にどの辺が理想とするのかというか、どのくらいあったらいいなというのか、その辺の判断をする金額、基準というのは何かお持ちなのだろうか。

介護保険室長

決まった基準として何%とかという基準が基金積立にあるものではない。ただ、3年に1度の事業計画を組んでいく中で、基金残高と、あと保険料の徴収のお金を勘案しながら、保険料計画の中で決めていくので、そのときに残高、また緊急時の介護保険財政の運営ということを考慮しながら、積立てを見越して計画を立てているところである。以上である。

鈴木 好彦

制度的に基準はないということだけれども、運営する立場であれば、どこかこのくらいは結果的に残ったから積み立てていくという姿勢なのか、あるいはこのくらいずつやはり確保していきたいなという希望があってやっているのか、その辺の微妙な違いではあるけれども、意識の違いがあるのであれば、その辺ちょっとお聞かせいただければと思う。

介護保険室長

先ほども申し上げた3年ごとの計画の中で、介護サービスの利用も施設サービスまた在宅サービスということで様々変化しているので、その中で介護給付費、適正に

執行できるように保険料の徴収と、あと基金の残高見ながら、保険料も市民の皆様
のほうに過度な負担にならないように基金残高を使用しながら計画を立てていくと
いうことで考えている。以上である。

稲葉久美子 令和3年度という、コロナで大変な年度だったわけだけれども、顕著にどこか偏
ってというか、すごく大変だったとかいうようなことって何かあるか。
介護保険室長 令和3年度においては、あまり大きな影響としては聞いていなかったが、逆に今年
度のほうがかなり大きく広がった関係から、いわゆる通所系のほうで利用を控えたり、
また利用控え、濃厚接触とか家族内の感染等によって控えられたということで、
コロナの影響が出ているという状況があるというふうに認識している。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による
採決を行った結果、議第120号は、起立多数にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを
決め閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前10時37分)